



島根県報

平成20年 9 月 5 日 (金)
第 2,015 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成20年 9 月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
保安林予定森林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	2
解除予定保安林	(")	3
公有水面埋立免許の出願	(漁 港 漁 場 整 備 課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	(")	8
県が管理する港湾施設の使用料の徴収事務の委託	(港 湾 空 港 課)	9
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課)	9
公 告		
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	10
正 誤		
平成15年 7 月 1 日付け島根県報第1,483号中	(道 路 維 持 課)	10

告 示

島根県告示第725号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成20年 9 月16日定例県議회를松江市に招集するので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

島根県告示第726号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 イトガ	福祉用具貸与	株式会社 イトガ	島根県出雲市神西沖町 1687番地11	平成20年 9月1日
	介護予防福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
	特定介護予防福祉用具 販売			

島根県告示第727号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町菅原1609から1611まで、1612 - 1 から1612 - 7 まで、1613
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第728号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市山口町山口字才京峠1382 - 1 から1382 - 3 まで、1383 - 2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第729号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
江津市都野津町2308 - 27、2308 - 30、2308 - 32、2308 - 36
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第730号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 出願人
島根県浜田市殿町1番地
浜田市 代表者 浜田市長 宇津徹男
- 2 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
島根県浜田市松原町1443番2、同町138番5から同町176番を経て同町437番甲に至る間の土地に接する無番地、同町1297番2、及び1297番1の地先公有水面
 - イ 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び ①の地点と②の地点とを結ぶ春分秋分の満潮位(D・L・+0.62メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。
基準点 島根県浜田市港町日和山143番地の国土地理院日和山三等三角点(北緯34度54分1秒9267、東経132度4分3秒2700)
の地点 基準点から60度38分35秒、842.32メートルの地点
の地点 の地点から124度23分26秒、5.26メートルの地点
の地点 の地点から112度46分09秒、5.26メートルの地点
の地点 の地点から101度08分53秒、5.26メートルの地点
の地点 の地点から89度31分36秒、5.26メートルの地点
の地点 の地点から77度54分19秒、5.26メートルの地点
の地点 の地点から66度17分03秒、5.26メートルの地点
の地点 の地点から60度28分17秒、74.25メートルの地点
の地点 の地点から60度05分21秒、20.04メートルの地点

の地点	の地点から57度44分42秒、20.11メートルの地点
の地点	の地点から53度10分09秒、20.15メートルの地点
の地点	の地点から47度49分30秒、20.17メートルの地点
の地点	の地点から42度28分16秒、20.16メートルの地点
の地点	の地点から37度14分10秒、20.14メートルの地点
の地点	の地点から33度30分24秒、20.09メートルの地点
の地点	の地点から31度45分58秒、20.12メートルの地点
の地点	の地点から25度47分33秒、20.31メートルの地点
の地点	の地点から11度30分28秒、20.42メートルの地点
の地点	の地点から358度52分37秒、20.39メートルの地点
の地点	の地点から346度27分31秒、20.60メートルの地点
㉑の地点	の地点から320度44分47秒、20.74メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から299度13分16秒、14.87メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から209度13分24秒、0.40メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から291度22分29秒、24.14メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から316度33分21秒、10.56メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から319度27分58秒、3.72メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から324度14分00秒、2.36メートルの地点

ウ 面積

3,325.48m²

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県浜田市松原町1443番1、1443番2、同町138番5から同町176番を経て同町437番甲に至る間の土地に接する無番地、同町1297番2、並びに1297番1の地内及び同地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とC'の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基準点 島根県浜田市港町日和山143番地の国土地理院日和山三等三角点（北緯34度54分1秒9267、東経132度4分3秒2700）

Aの地点	基準点から57度36分04秒、834.22メートルの地点
Bの地点	Aの地点から61度02分06秒、172.45メートルの地点
Cの地点	Bの地点から31度22分35秒、95.15メートルの地点
Dの地点	Cの地点から297度54分03秒、53.83メートルの地点
Eの地点	Dの地点から18度25分22秒、45.00メートルの地点
Fの地点	Eの地点から55度13分22秒、27.61メートルの地点
Gの地点	Fの地点から136度05分39秒、6.08メートルの地点
Hの地点	Gの地点から128度00分10秒、16.69メートルの地点
Iの地点	Hの地点から94度05分11秒、21.28メートルの地点
Jの地点	Iの地点から130度22分35秒、12.37メートルの地点
Kの地点	Jの地点から147度34分43秒、21.11メートルの地点
Lの地点	Kの地点から134度46分15秒、22.39メートルの地点
Mの地点	Lの地点から185度47分02秒、48.12メートルの地点
Nの地点	Mの地点から181度35分29秒、9.54メートルの地点
Oの地点	Nの地点から199度19分30秒、14.80メートルの地点

P の地点 O の地点から203度00分07秒、19.29メートルの地点
Q の地点 P の地点から210度36分33秒、17.65メートルの地点
R の地点 Q の地点から215度57分00秒、15.71メートルの地点
S の地点 R の地点から219度13分43秒、17.57メートルの地点
T の地点 S の地点から221度59分04秒、20.56メートルの地点
U の地点 T の地点から226度10分00秒、20.32メートルの地点
V の地点 U の地点から230度38分25秒、18.09メートルの地点
W の地点 V の地点から235度02分18秒、24.30メートルの地点
X の地点 W の地点から239度37分29秒、27.25メートルの地点
Y の地点 X の地点から241度05分04秒、29.09メートルの地点
Z の地点 Y の地点から151度06分12秒、3.93メートルの地点
A' の地点 Z の地点から244度06分37秒、39.98メートルの地点
B' の地点 A' の地点から244度10分22秒、19.80メートルの地点
C' の地点 B' の地点から248度47分21秒、22.89メートルの地点

ウ 面積

27,568.10㎡

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

平成20年 8 月 4 日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、浜田水産事務所及び浜田市役所

島根県告示第731号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいよいよ出雲ドーム東店 出雲市平野町27 - 2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社いよいよ 代表取締役 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,514.00平方メートル

(変更後) 5,506.72平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 109台

(変更後) 181台

- ウ 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 12台
 - (変更後) 15台
- エ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (変更前) 278平方メートル
 - (変更後) 302平方メートル
- オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (変更前) 22.2立方メートル
 - (変更後) 50.5立方メートル
- カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前7時30分から午後8時まで
 - (変更後) 午前7時から午後8時30分まで
- キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 2箇所
 - (変更後) 4箇所

(4) 変更の年月日

平成21年4月25日

2 届出年月日

平成20年8月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課(出雲市今市町109番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること

島根県告示第732号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機関の名称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員		
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂13番2地先から同町日吉279番3地先まで	前 A	メートル 9.00 ~ 32.00	メートル 851.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	19.00 ~ 45.00	744.00	
			後 B	19.00 ~ 45.00	744.00	
県 道	松江鹿島美保関線	松江市比津町465番6地先から同町464番5地先まで	前	12.80 ~ 16.00	52.50	道路改良工事 拡幅
			後	17.00 ~ 19.20	52.50	
"	"	松江市島根町野井1番1地先から同4番2地先まで	前	3.50 ~ 24.00	117.00	道路改良工事 拡幅
			後	22.00 ~ 49.00	117.00	
"	"	松江市島根町野井4番2地先から同134番地先まで	前 A	3.50 ~ 12.00	220.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	3.50 ~ 12.00	220.00	
			後 B	8.00 ~ 29.00	194.00	
"	"	松江市島根町野井134番地先から同319番1地先まで	前	5.00 ~ 10.00	395.00	道路改良工事 拡幅
			後	12.00 ~ 48.00	390.00	
"	"	松江市島根町野井319番1地先から同394番地先まで	前 A	4.00 ~ 8.00	162.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	4.00 ~ 8.00	162.00	
			後 B	8.00 ~ 11.00	153.00	
"	"	松江市島根町野井394番地先から同1032番1地先まで	前	3.00 ~ 10.00	110.00	道路改良工事 拡幅
			後	13.00 ~ 45.00	103.00	
"	"	松江市島根町野井1032番1地先から同565番地先まで	前 A	5.50 ~ 22.00	344.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			後 A	5.50 ~ 22.00	344.00	

松江県土整備事務所

			B	14.00~ 33.00	95.00	道路改良工事 ダブルウェイ	
"	"	松江市島根町野井565番地先から同地先まで	前	4.50~ 17.00	26.00	道路改良工事 拡幅	
			後	23.00~ 32.00	18.00		
"	"	松江市島根町野井565番地先から同691番4地先まで	前 A	4.00~ 13.00	505.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.00~ 13.00		505.00
				B	8.00~ 23.00		234.00
"	"	松江市美保関町七類1394番1地先から同1554番地先まで	前	5.00~ 15.00	144.00	道路改良工事 拡幅	
			後	8.60~ 34.00	144.00		
"	八重垣神社竹矢線	松江市竹矢町176番1地先から同町368番1地先まで	前	5.20~ 10.00	231.00	交通安全工事 拡幅	
			後	9.00~ 11.00	231.00		
"	揖屋停車場線	八束郡東出雲町揖屋町2505番1地先から同3413番1地先まで	前	7.00~ 17.50	250.00	道路改良工事 拡幅	
			後	11.50~ 17.50	250.00		

島根県告示第733号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市比津町465番6地先から同464番5地先まで	メートル 52.50	平成20年9月5日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市美保関町七類1394番1地先から同1554番地先まで	144.00	平成20年9月5日		
"	八重垣神社竹矢線	松江市竹矢町176番1地先から同町368番1地先まで	231.00	平成20年9月5日		

〃	揖屋停車場線	八束郡東出雲町揖屋町2505番 1 地先から同3413番 1 地先まで	250.00	平成20年 9 月 5 日		
---	--------	-------------------------------------	--------	------------------	--	--

島根県告示第734号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、島根県管理港湾重栖港の港湾施設の使用料の徴収事務を平成20年 4 月 1 日から隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、62番地漁業協同組合 J F しまね西郷支所に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は雲南県土整備事務所及び奥出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

仁多郡奥出雲町稲原20 - 4（起点・終点）、19 - 5、19 - 6、19 - 8、19 - 9、20 - 7、20 - 10、20 - 12、20 - 13、85 - 9、85 - 10、85 - 11、85 - 13

2 道路の幅員

10.5～12.5メートル

3 道路の延長

60.3メートル

4 指定の年月日及び番号

平成20年 8 月26日 第 1 号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年 8 月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やわらぎ

3 代表者の氏名

田中 克己

4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市木次町山方499番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に密着した居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

浜田市旭町丸原145番、1534番1、1534番2、1534番6、1535番、1536番の一部

面積 7,389.85平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市大谷町36番地3

株式会社オルデック 代表取締役 大畑 勉

正

誤

平成15年7月1日付け島根県報第1,483号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

六 ページ

島根県告示
第五百八十
七号の表中

箇所

八束郡島根町大字多古 三六一番地先から同大 字一八六九番地先まで		八束郡島根町大字多古 三八二番一地先から同 大字三六一番地先まで		八束郡島根町大字多古 四一〇番地先から同大 字三八二番一地先まで	
後	前	後		前	後
		B	A	A	
一一・〇〇〇 三三・〇〇〇	六・〇〇〇 一四・〇〇〇	一五・〇〇〇 三三・〇〇〇	六・〇〇〇 一三・〇〇〇	六・〇〇〇 一三・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二四・〇〇〇
一九〇・〇〇	二〇一・〇〇	一四八・〇〇	二九八・〇〇	二九八・〇〇	五二・〇〇 メートル

誤

八束郡島根町大字多古 三五二番地先から同大 字一八六九番地先まで		八束郡島根町大字多古 一九一〇番二地先から 同大字三五二番地先ま で		八束郡島根町大字多古 四一〇番地先から同大 字一九一〇番二地先ま で	
後	前	後		前	後
		B	A	A	
一一・〇〇〇 四八・〇〇〇	六・〇〇〇 一四・〇〇〇	九・〇〇〇 一一・〇〇〇	三・五〇〇 六・〇〇〇	三・五〇〇 六・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二四・〇〇〇
二八三・〇〇	四一九・〇〇	五五・〇〇	八〇・〇〇	八〇・〇〇	五二・〇〇 メートル

正

